

第 7 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）

平成 26 年 7 月 30 日（水）
 県庁行政庁舎 4 階 庁議室
 午後 3 時から午後 5 時まで

次第	発言者	内容
1 開会	司会	「第 7 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会します。開会に当たり、県教育委員会 高橋 教育長より御挨拶を申し上げます。
2 あいさつ	教育次長	<p>高橋教育長が所用のため、教育次長の鈴木が一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の特別支援教育の推進に格別の御支援、御協力をいただいておりますことに対しまして心より感謝申し上げます。</p> <p>さて、前回の会議におきましては、「発達障害への対応」と「教員の専門性向上」、さらに「ICTの活用」について御説明申し上げ、委員の皆様それぞれのお立場から御意見をいただいたところであります。</p> <p>今回は、これまでの審議会での議論の中で示された様々な御意見を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を整理し、今後のわが県の特別支援教育の在り方についてまとめたものを「答申の中間案」としてお示しし、御審議いただくこととしております。</p> <p>委員の皆様方には、新たな構想の策定に向けて引き続き忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。</p>
	司会	<p>次に、本日の欠席者ですが、名簿に記載のとおり赤間委員、齋藤委員が御欠席です。</p> <p>また、この会議は公開となっています。</p> <p>それでは、議事に移ります。進行は村上会長にお願いします。</p>
3 議事（1）	会長	<p>早速ですが議事に入りたいと思います。</p> <p>議事（1）「第 6 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議事に入る前に、本日机上に配布しました資料 5 につきまして、説明させていただきます。</p> <p>先日、委員の皆様にお送りした資料を、見やすく、分かりやすく体裁を整え、これまでの審議会で使用した資料を加えたもので、内容に大きな変</p>

更を伴うものではありません。既に御覧いただいて来られた資料と少々違いがあり、御迷惑おかけし大変申し訳ありません。

それでは議事（１）について、御説明いたします。

資料１を御覧願います。この資料１の議事録（案）は前回の審議会で皆様からいただいた御意見をまとめたものです。一度皆様のお手元へお送りし、内容を御確認いただいているものです。

なお、皆様の御意見を課題別にまとめたものが「主な御意見」です。説明は以上です。

会長 ただいまの事務局案について、お諮りします。

委員 【「異議なし」の声】

3 議事（２）から（４）

会長 それでは議事録については原案のとおりとします

次に、議事（２）から（４）までは、先程、教育次長からのお話にもありましたが、前回に引き続いてのテーマで報告事項となっています。議論不足もありますが、本日は、議事（５）の「答申中間案」に前回までの議論を盛り込んでいますので、そちらで御意見を伺いたいと思います。

前回の議論をまとめた議事（２）から（４）について、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局 議事（２）「発達障害への対応」について、議事（３）「教員の専門性向上」について、議事（４）「ICTの活用」についてです。

資料２を御覧願います。

まず、資料の構成ですが、課題１と課題２につきまして、課題、前回までの審議会で皆様からいただいた主な御意見から「発達障害」に関わるものをまとめたもの、参考資料、論点、それぞれの課題に対応するための方策の例を記載しています。

課題１は「通常の学校における発達障害児童生徒を支援」するための方策についてです。発達障害に関する教職員の専門性の獲得と系統的、計画的、組織的対応が必要であると考えます。

前回の審議会で「高等学校では発達障害の疑いのあるグレーゾーンの生徒の割合が増えたと感じる」、「グレーゾーンの生徒は行動面など生活上の課題があり、懲戒的な指導では効果がないことは理解できるものの、どのように指導すればよいか、高等学校の教員は困っている」、「高等学校へ特別支援学校の分校などの設置は、障害のある子もない子も互いに効果があるのであればよいことである。」などの御意見をいただき、前回の資料にこれらの意見を加えまとめました。

課題２は「特別支援学校における自閉症児等を支援するための方策」についてです。自閉症児等の学習上、生活上の困難を克服するため、指導内容・方法の改善や充実が必要であると考えます。

前回の審議会で、本課題について御意見はいただいておりません。

資料3を御覧願います。

資料の構成は、資料2と同じです。

課題1は「各学校における校内研修の充実を図るための方策」についてです。管理職がリーダーシップを発揮し、校内の研修活動の充実を図り、教員の専門性を高めていくことが必要であると考えます。

前回の審議会では「管理職のリーダーシップはとても大切であり、特別支援を経験した管理職がいる学校では、特別な支援が必要な子どもたちへ適切に対応している。」などの御意見をいただき、前回の資料にこれらの意見を加えまとめました。

課題2は「教員一人一人の専門性向上を図る」ための方策です。教育委員会や総合教育センター等の研修機能や相談機能、学校支援機能の活用を図り、教員個々の専門性を高めていくことが必要であると考えます。

前回の審議会では「教員免許の更新時に特別支援学校での実地研修やコーディネーターの基で研修を実施すれば専門性が向上する。」、「市町村教育委員会には特別支援に関する専門家や専門の指導主事がない。」などの御意見をいただき、前回の資料にこれらの意見を加えまとめました。

資料4を御覧願います。

資料の構成ですが、資料2、3と同じです。

課題は「児童生徒、教員がICTを積極的に活用するための方策」についてです。児童生徒が障害の状態や特性などに合わせてICT機器が活用できるよう、各学校は教育課程の工夫や教材・教具に関する研究・開発が求められると考えます。

前回の審議会では「ICTは障害のある子どもたちにも有効であるため環境の整備が必要である。」、「ICTに使われているのではないかと感じるほど、スマートフォンやタブレットから離れられない子どもが増加しており、活用力を育成するとともに『止める』、『使わない』力を養う必要がある。」などの御意見をいただき、前回の資料にこれらの意見を加えまとめました。

以上で議事(2)「発達障害への対応」について、議事(3)「教員の専門性向上」について、議事(4)「ICTの活用」についての報告を終わります。

なお、これらのことに更に付け加えたい御意見等がありましたら、前回までにいただきました意見を踏まえてまとめた、「答申中間案」の検討の中でいただきたいと思います。

会長

前回の審議会で議論しました「発達障害への対応」、「教員の専門性向上」、「ICTの活用」それぞれの課題を掘り下げてまとめていただいたものが今御覧の資料です。先程も話しましたが、後程、「答申中間案」の所でもう少し議論ができればと思いますが、この時点で何か質問や意見等がありましたら伺いたいと思います。

発達障害への対応では、通常の学校における発達障害児童生徒を支援するための方策ということで、教職員の専門性の獲得と系統的、計画的、組織的な対応が必要です。高等学校の段階について前回意見が出ていましたが、懲戒的な指導では限界があるということです。現在の将来構想は中学校までの義務教育段階を中心に組み立てられていましたが、今回初めて高

等学校を含め、子どもたちの発達障害を含めて、特別支援教育の将来構想を考えますので、実際に高等学校に発達障害の子どもたちが在籍していることを踏まえると、懲戒的なものだけでは対応できず、また、対応したとしても厳しいということについて前回議論ができたことは、方向性としてはよかったと理解しています。

小室
委員

第6回の審議会の際、意見をつけ加えたいと思いながら言いそびれたことがあります。

2ページの最下段に、就学先決定の仕組みが変わり、居住地の小・中学校の通常の学級や特別支援学級を希望する児童生徒や保護者が増えると思われるとありますが、増えるというより、もともとそのようなニーズがあったと思います。生まれた地域の学校で、教育を受けることが基本でありそれが当たり前になるとよいと思います。

市町村にいる保健師は、生まれてから就学まで支援をし、就学にあたり教育部門にバトンタッチする形が多かったのですが、最近は、バトンタッチするのではなく、支援学級の先生と一緒に保護者を支える役割がとて多くなってきました。現在、白石市はモデル事業をしておりますが、教育の場面になると学力が大きな部分を占め、保健師は育児や子育て支援など子どもとの関わり方で、保護者の精神的な部分も支援していますので、ぜひ就学してからも、子どもを支援するため、地域にいる保健師と連携を図っていただければと思います。

会長

ありがとうございます。

居住地で育ち教育を受ける。これまでは、学校の段階になると地域との連携が途切れるような傾向は確かにありましたが、現在は、かなり密度の濃い連携が続いていることについて確認できたと思います。

他にいかがでしょうか。

今委員

第4回審議会の意見に「高等学校に特別支援学級が設置できるとよい」とあり、方策の例では「高等学校へ特別支援学校分校・分教室の設置を検討する」とありますが、知的な遅れのない発達障害の子どもたちは、療育手帳を取れないために、進路先として特別支援学校を選択できないケースが多々あります。普通高校に入学している割合が2.2%ということでしたが、おそらくもっと多いと思われます。その子どもたちが適切な支援を受けられるよう、高等学校にも特別支援学級を設置する方向性を明記してもよいと思います。

亀井
委員

資料3の課題2に「教員一人一人の専門性向上を図るための方策」があり、第6回審議会の意見の最下段に「市町村委員会には特別支援に関する専門家や専門の指導主事がない」とあります。栗原市では今年度から市独自の「教育研究センター」を設置し、常時8人の職員がいますが、どうしても配置できなかったのが特別支援の特任教授でした。

県教育委員会の方向性もあるのですが、一方では学力向上、一方ではいじめ対策となると非常に難しいのが事実です。職員が多く配置されていないと、一つの市町村でやっていくのはかなり難しいと思います。ただし、栗原市には教育事務所も、金成支援学校もあります。金成支援学校がうまく市とまとまりながら特別支援教育について進めることができていると思っています。

教員の専門性を高めるための専門職員に、指導主事や校長先生等を充てるのですが、特別支援教育についても特任教授という形でそのような方を招聘する必要があるのが、今後の市町村の一つの課題です。

特別支援教育を充実させることを、私たちも目標にしていますが、学校現場をみていると、なかなか難しい面があるのではないかとというのが率直な意見です。

これらをうまく解決しないと、人もいない何も無いという中で、インクルーシブ教育を進めると言っても、なかなか難しいと思います。

会長

ありがとうございます。

2人の委員から、まず、高等学校における特別支援学級といえるのかどうか今の段階では名称は難しいでしょうけれども、そのような対応があってもよいのではないかとということ。それから教職員の専門性向上の部分について関わるとすれば、市町村教育委員会が独自に対応するには限界があるので、方向性を新たな将来構想の中で考えた方がよいのではないかと意見をいただきました。

子どもたちのことを考えますと、やはり居住地の中で高等学校も含めて考えるとすれば、高等学校における支援学級的な要素を持ったものや、あるいは指導体制に関わる、市町村教育委員会への先生方の配置は避けて通れない、現実的に必要だと考えるべき課題です。

もう、2つ目の教員の専門性の方に入りました。教員の専門性の部分につきまして、校内研修と一人一人の専門性を高めるための方策について、意見をまとめていただきました。

次に、資料4の「ICTの活用」です。ICTのよい面も悪い面も含めて、前回議論されました。現在は支援が必要な子ども達であろうとなかろうと、全ての子どもたちがICTに関わらざるを得ないのが現実だと思います。学校の中でもICTを積極的に活用する方向に世の中が動いていることは、避けて通れない現実です。ただし、いかに効率よく、負の面をできるだけ排除する形で活用するかについては、特別支援教育に限りませんが、大きな課題として私達は考えなければいけないので、答申の中にまとめていきたいと思っています。

氏家
委員

先程の亀井委員の話聞いて思うのですが、特別支援教育に関しては、市町村で完結させるのは非常に困難が大きいと思います。

例えば、本県の特性を考えると、他県より大学がある県ですし、大学には特別支援教育などの教員たちがいます。そのような教員を活用した方がよいと思います。

第6回の議事録を見ていて思いましたが、大学で教員免許を取るように

するのもよいことですが、裏を返せば大学の教員たちともっと連携してもよいと思います。各大学で特別支援関係に携わっている教員たちは、最低限コーディネーターはするぐらいのものを打ち出してよいと思います。もちろん、各教員の実情は異なると思いますし、専門性の分野の違いは出てくるので、皆が動けるかどうか分かりませんが、幅広い地域資源と考えると、教員養成を担っている大学だけでも数多くあり、特別支援の教員には他の分野よりも実地の活動が必要だと思います。

例えば教育系の大学や、医学部の中でも小児科や看護系の教員の中でも特別支援に関わりを持てる方は、コーディネーターとして包括的に関わっていただくような仕組みがあるとよいと思います。

会長

ありがとうございます。

氏家委員が話されたように、我々にはかなり依頼があります。他の大学は分かりませんが、おそらく氏家委員も宮城教育大学の教員も、ほとんど出払っている状況が現実です。確かに県内に大学はたくさんあり、他県ではなかなか無い数だと思います。大学との連携の下というような、一言を考えるべきかもしれません。教育機関と大学との連携は、どこかに明記してもおかしくないと思います。

最初に申し上げたように、前回までの議論は、議事（５）の「答申中間案」の中に含めた形になっています。議事を移したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員

【異議なし】

3 議事（５）

会長

それでは、新たな構想の策定に向けて、これまでみなさんと議論してきました。小・中学校や特別支援学校、高等学校、市町村における特別支援教育の一層の充実を図るための方策等について、２月に新構想の骨子案を検討しましたが、その議論の内容や前回までの意見を踏まえ、事務局で答申の中間案をまとめてもらいましたので、皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議事（５）「答申中間案」について、御説明します。

資料５を御覧願ひます。

「宮城県特別支援教育将来構想」の策定にあたり、本県の特別支援教育の現状と課題、今後求められる取組等について、「小・中学校」、「特別支援学校」、「高等学校」及び「市町村」等のテーマに分けて昨年度から御審議をいただきました。

本日お手元に配布しております「答申中間案」につきましては、これまで御審議いただいた内容を踏まえ、「現構想の取組の成果と課題」を整理するとともに、今後の目指すべき「目標」や目標の実現に向けた「今後の特別支援教育の進め方」を事務局でまとめたものです。

新たな構想は、「答申中間案」を県民に公表し、パブリックコメントを募集し、その意見を踏まえ、秋頃に「答申」をいただき、今年度内の策定を予定しています。

「目次」を御覧願います。

「答申中間案」は、1「特別支援教育将来構想の策定」について、2「現構想における取組の成果と課題」、3「各学校の現状」、4「特別支援教育将来構想の基本的な考え方」、5「今後の特別支援教育の進め方」という項立てで作成しています。

2ページの下段を御覧願います。特別支援教育将来構想の策定については、世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、共生社会の中で、障害のある児童生徒の心豊かな生活を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育に向けた「特別支援教育将来構想」が求められています。

3ページを御覧願います。現構想は、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」を基本理念とし、その推進に向け1「障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する」、2「市町村における就学支援体制を整備する」、3「共に学ぶ教育に関する理解を促進する」、4「小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する」という4つの目標を定め、その達成に向けて取組んできました。

それぞれの取組を振り返ると、「学習支援室システム」や「居住地校学習」など、適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発などに一定の成果を挙げてきた一方で、今後、対応が必要な課題も確認されました。

5ページを御覧願います。昨年からこれまで審議会で御議論いただきました(1)小・中学校、6ページには(2)特別支援学校、8ページには(3)高等学校における特別支援教育の現状と課題を記載しています。

9ページを御覧願います。本県の特別支援教育将来構想の基本的な考え方を「障害のある児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、全ての児童生徒を対象に、連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる」としています。

10ページを御覧願います。現構想の取組の成果と課題や各学校の現状を踏まえ、基本的な考え方の下、施策を推進するに当たり、大きく3つの目標を掲げました。1つめは「障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取組むことができる体制の整備」、2つめは「個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり」、3つめは「地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくり」とし、将来の共生社会の中で障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を目指すこととしました。

目標の実現に向けた施策についても、それぞれ記載しています。

14ページを御覧願います。今まで説明したことを一覧にまとめたものが、6「特別支援教育将来構想の施策体系」です。左側から「現構想における取組の成果と課題」、「各学校の現状」を踏まえ、3つの「目標」を掲げ、目標の実現に向けた「施策」を記載しています。

「答申中間案」は、これまでの審議内容と昨年度の第5回審議会におい

て御議論いただいた「骨子案」をもとにしていますが、不十分な点などがありましたら、御意見をいただきたいと思ひます。

今後は、この「答申中間案」を基本とし、「宮城県特別支援教育将来構想」のとりまとめを進めたいと考えていますので、御審議よろしくお願ひします。

会長

ありがとうございます。

昨年度から今まで議論してきたことについて、事務局でまとめたものを説明いただきました。記載されている文言などにつきまして、皆様の御意見をいただきたいと思ひますが、大きな冊子ですので少しずつ振り返り、議論していきたいと思ひます。

2週間程前から何度か私の方にお送りいただいて、文言のやりとりをしていた部分があります。大枠としては事務局がまとめたものを中心にしていただきました。皆様も御覧になっていたと思ひますので、順を追っていききたいと思ひます。

まず、2ページの「特別支援教育将来構想の策定」についてです。先程事務局からの説明にありましたが、世界の動向として、インクルーシブ的な発想が当たり前になっています。当然、日本でも、宮城県でもその方向性です。文部科学省では就学指導に関しても、子どもたちを地域の小・中学校の方にと変わり、かつての障害のある子どもたちは特別支援学校でと全く逆になっています。このような流れが世界的に既にあり、インクルーシブ、共生社会を目指す中に私たちの将来構想があると書いていただきました。

ここについていかがでしょうか。

伊藤委員

流れとしては結構だと思うのですが、今年2月に「障害者の権利に関する条約」が締結されたので、その観点から書いた方がよいと思ひます。平成18年に採択された後から始まっているのですが、日本もやっと批准したので、そちらを最初に出し、国内法の成立などの中でどのような取組がなされたかをまとめた方がよいと思ひます。

会長

ありがとうございます。

日本の場合は法整備が終わり、現実に対応できる段階で批准することが通常のように、確か百四十何番目で締結しました。伊藤委員が話されたように、そこから書いた方が新たな構想としては、よい印象を受けます。そこを踏まえて再度事務局に調整していただければと思ひます。

他にございませんか。

次に、「現構想における取組の成果と課題」についてまとめていただきました。昨年からは議論していますが、現構想自体が既にインクルーシブ的な発想でまとめられていますので、それを検証し、さらなる構想を私たちが議論している部分です。

学習支援室システムや居住地校学習もまだ充分ではない印象がありますが、それでも現構想で示されたものはとても重要であったと思ひます。

2つめに市町村における教育支援体制，3つめに共に学ぶ教育に関する理解を促すため，コーディネーター養成や管理職研修の中に理解啓発の内容を盛り込んでいます。小・中学校においては理解が進みましたが，高等学校における教職員への更なる理解啓発が今後の課題であり，最初に申し上げましたが，新たな構想は高等学校も視野に含めるので，先程，今委員が話されましたが，これを一層強く述べてもよいと思います。

小・中学校を支援する障害児教育機関の支援機能では，従来からの県総合教育センターの研修，あるいは特別支援学校のセンター的機能で地域の小・中学校や高等学校に，現在もかなり行っているようではございますけれども，まだ充分ではありません。小・中学校では，なかなかそこまで思いがいたらない状況があり，支援学校では小・中学校にかなり行っているのでマンパワーが足りないのも現実で，これらが今後改善されるよう検討したいと思っております。

次に，5ページの「各学校の現状」です。小・中学校に設置している特別支援学級や通級指導教室の割合は，かなりの数になっていますし，前回の構想にも書かれてはいましたけれども，それほど大きく打ち出されてこなかった，LD，ADHDも含めたいいわゆる発達障害の子どもたちが，前回の想定を越える状況で増えてきていることについては，今回私達も強く認識したところです。

校内体制としては，小・中学校にはほぼ100%特別支援教育コーディネーターが配置されていますが，校内委員会の開催が厳しいのが事実で，小・中学校で7，8割が年間2回程度の開催です。先生方が忙しいのはよくわかるのですが，子どもたちについてももう少し議論し対応していただく必要があると思っております。

特別支援教育の大きな課題としては，「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成です。乳幼児期から学校，その後の就労も含めた巣立ちがあり，子どもたちを受けていただく作業所，あるいは企業へ繋ぐためにとても重要な道具になると思っております。

次に，知的障害特別支援学校の狭隘化については3月に緊急の提言をしたところです。私が光明支援などに伺うと，多少，以前よりはよいと感じますが，名取支援や利府支援については，あまり変わっていないという印象があり，私たちが引き受けなくてはならない課題であると思っております。

軽い知的障害のある児童生徒への対応では，高等部の生徒がかなり増えてきていることです。今年度支援学校が開設され，平成28年度には女川町に高等学園を設置する予定とありますが，高等学園の入学希望者が今後一層高まり，不合格となった生徒達の多くが二次募集で県内の知的障害特別支援学校に入学することになると，やはり，現実の問題として狭隘化の解消は厳しいと思っております。

居住地校学習では，先程小室委員が話されたように，幼い頃から居住地域の中で交流することと，支援学校に在籍している子どもたちが生まれ育った地域の小・中学校で交流すること。この両方を含めて居住地の中での成長は今後ますます進めなければならないと思っております。

特別支援学校のセンター的機能ではマンパワーがかなり厳しく，先程，氏家委員が話されたように大学の教員と連携を図ることも必要だと思います。支援学校の先生方は，センター的機能そのものを専門に担える訳ではない方が多く，ご自分の学校の中での役割に加え外部への対応となり，

現実はかなり厳しいです。宮城教育大学附属の特別支援学校でも様々なセンター的機能を果たしていますが、内部の業務はありますので、厳しいと思います。

進路指導の充実では、子どもたちに対する学校における進路指導は、以前に比べるとかなり充実しており、子どもたちを引き受けていただく企業等との連携もよくなっています。共生社会では、学校だけではなく企業等との連携がますます必要です。

次に、高等学校における特別な支援です。最初に話しましたが、高等学校をブレイクスルーしなければならず、考えなければならないことだと思います。平成24年度の文部科学省の調査で、中学校の特別支援学級から高等学校への進学率は27.1%、また、高等学校には2.2%の発達障害の可能性のある生徒が在籍していると推測されています。現実の感覚としてはもう少しいるように思います。高等学校の先生方、いかがでしょうか、これから先このような子どもたちがもっと入って然るべき印象がありますので、この後議論していただければと思います。

現構想における取組の成果と課題を振り返ってみました。現状と課題が示されていますが、御意見等いただければと思います。

これを踏まえた上で、私たちの特別支援教育将来構想の基本的な考え方に移りたいと思います。

「障害のある児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、全ての児童生徒を対象に、連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる」としています。

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム。学習支援室システムや教員の専門性向上、地域への啓発等に一定の成果を挙げてまいりました。一方、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒の増加、通常の学校における発達障害のある児童生徒の増加、さらに、学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により、全ての教育現場における多様化する教育的ニーズへの適切な対応として、連続性のある多様な学びの場の教育環境整備やICTの活用、教員の幅広い専門性の向上、そして地域教育資源の活用が求められるとまとめています。

一般の方々に公開してコメントをいただくものですから、あまり専門的な言葉でも理解を得られませんし、かといって簡単に柔らかな言葉に置き換えることもできませんので、後程、事務局と相談します。

いかがでしょうか。

伊藤
委員

今後パブリックコメントを募集するわけですが、「連続性のある」や「連続した」という言葉がときどき出てきますが、何か分かるようでわからないと思います。また、連続していないとは一体どのような状態なのかを吟味した方がよいと思います。事務局で何かあれば教えてほしいと思います。

会長

事務局お願いします。

事務局 連続性という文言について、こちらの方でとらえているのは、切れ目のない繋がりのあることで、間が空くことがないという意味で連続性と考えていました。

会長 乳幼児の段階から就学、就学後も小学校から中学校への接続や、特別支援学校への接続、高等学校や高等学園への接続という意味での連続性。そして更には、事業所等までを含めた就労にまで係わるような連続性ということでしょうか。

事務局 それぞれのライフステージでの接続を確実にするという意味です。

会長 私が使ったような言葉がどこかに入っていた方が、一般の方には理解されると思います。

亀井委員 同様に、一般の方はインクルーシブ教育システムという言葉が理解できるか疑問です。私たちは理解できても、一般の方には何か一つ説明が入っていることが大切だと思います。

会長 ありがとうございます。

青木委員 私も同じ意見です。2ページの特別支援教育将来構想策定についてのところに、インクルーシブ教育システムについての説明を書き込むべきだと思います。文部科学省の中央教育審議会の中で検討してきた、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の概要に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」とあり、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。」と記されています。これをもう少しコンパクトにして最初に説明しておく、インクルーシブ教育システムは、このように定義されているのだと理解できるのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

確かに、私たちの中では当たり前のように考えますが、一般の方は小・中学校、高等学校、特別支援学校のどこかに、連続していない部分があるのだと思われますので、二人の委員が話されたような、文言の注釈が必要です。事務局で整理をお願いします。

青木委員 同様に、9ページの中程に、今まで「共に学ぶ」教育環境づくりを進めてきて、学習支援室システムや教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきたと記されていますが、何をしても一定の成果はあると思います。もう少し自信を持ち、格段の成果等、自己肯定感を持って表現した方がよいと思います。

会長 ありがとうございます。
かなりの数のコーディネーターを配置したり、判断は少し揺れると思いますが、特別支援学校の高等部に在籍者が増えていることは、社会の目から見ると、決して特別支援教育はマイナスではなく、今までやってきたことは間違いではないと思います。

狭隘化していることは課題ですが、保護者が特別支援学校を選んでいることはプラスだと思いますので、今の意見を入れていただいて、少し胸を張ってもよいのかもしれない。

その他いかがでしょうか。

それでは時間もありますので、今後の特別支援教育の進め方について、確認していきたいと思います。

「障害のある児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、全ての児童生徒を対象に、連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が展開されることが求められる」ということで、3つの目標が掲げられています。

1つめは「自立と社会参加」で、障害のある児童生徒が夢や希望の達成により、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備です。内容として(1)「乳幼児期(早期)からの支援体制の充実」です。教育というと乳幼児期(早期)の状況については、今まで深く触れることがなされていませんでしたが、ここでは乳幼児期からということで、障害を早期に発見し、子どもの発達に応じた必要な支援を行うことができるよう、乳児期から幼児期にかけて、子どもたちの専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に確立することが必要です。

また、市町村教育委員会の教育支援体制の充実に支援するため、県教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し、障害のある子どもの就学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や就学先を選択・決定するための手順について提示するとしています。

教育委員会ですから、やはり就学先になりますが、その前の段階として医療、福祉、保健、労働等との連携を唱っています。先程のお話しにありましたが、今は赤ちゃんの頃からかなりの部分を発見できるので、対応が必要です。

この部分についていかがでしょうか。

門脇委員 保護者は先天性の子どもですと、障害児だと悟りながら養育するのですが、障害かどうかわからない様子の子どもの保護者は、障害とは認めたく

ない、障害があっても欲しくないということがあり、早期に発見するのはなかなか難しいと思います。随分大きくなってからでも、いまだにうちの子どもは大丈夫だという保護者もいます。

我が子は先天性で、生まれた時からすぐ悟り育ててきました。子どもがいくつになっても認めたくない保護者の感情もありますが、医療機関を受診し、早期に子どもの様子を知っていただきたいと思います。早期からの支援を受けるためには、保護者の責任もある程度あると思います。

会長 ありがとうございます。

今委員 早期発見といわれ続けてきたのですが、発達障害の場合、発達の時期との兼ね合いから、最近では、早期発見よりも適性発見に力が置かれるようになってきていると思います。

確かに早期発見・早期療育には正しい面がありますが、門脇委員が話されたように、保護者が子どもの障害を認め、受容していく流れもありますし、ある程度発達した時期でなければ、正確に診断できない場合もあります。早期発見においては、擬陽性の部分も見つけられることは、診断としてはどうしてもしかたないことです。

適正な時期に発見することは大切ですが、例えば、発達障害であろうとなかろうと、子育ての支援を充実することで、発達障害であることは変えられないにしても、生活に障害をもたらさない育て方や体制作りも必要です。このように、障害を発見して必要な支援を行う流れと、発見できなくとも適性に支援できるように、医療と福祉の連携が重要だというニュアンスを書いていただくとありがたいです。

会長 現在、子どもを育てるには、社会全体が担わなくてはならない部分があり、社会の中で育てられていくプロセスの中で、保護者との様々な関係で障害があろうとなかろうと苦労したり、困難に直面している子どもたちがいます。大きな枠組みの中での子育てと、適正な時期に課題をクリアすることが厳しい状況になったときに、それまでの子育ての支援とはまた違う特別な支援があってもよいのではないかと思います。

小室委員 私たちは子どもたちの発達を見ながら、子育ての支援をしているまっただ中にいますので、この部分の表現をじっくり考えたいと思います。子どもの成長・発達は早いので、どんどん大きくなり、また、保護者の精神的な部分は本当にデリケートです。そこに携わる私たちが、寄り添いながら関わる中で、落ち着いていく子どもはいるのです。現在、子育てへの関わり方を頑張っているところなので、表現を少し考えさせていただければと思います。

会長	<p>先程、門脇委員が保護者の責任と話されましたが、様々な支援を必要としている保護者もいます。社会の支援の中で子育てをし、中には障害が後で明確化してくる子どもがいるかもしれませんし、大きな問題に至らずに解消されていく子どももいるという部分の表現だと思います。</p>
亀井委員	<p>小・中学校はある程度コーディネーターの配置など、特別支援教育が進められていますが、幼稚園ではどうかと考えました。幼稚園における研修は意外としておらず、コーディネーターは配置していますが、専門性に欠けると思います。</p> <p>もう一つは、来年度から拡大される、放課後に子どもたちを預かる放課後児童クラブです。そこにいる職員は専門的な先生ではなく、支援が必要な子どもが多いため振り回されて困っており、人を多く配置してほしいというのが現状です。関係機関との連携を図る際には、放課後児童クラブ等の指導員も交えた形の組織化をしなければならないと思います。</p>
会長	<p>幼稚園については、子どもたちの数が減っている中で、障害があろうとなかろうと、様々な支援をする幼稚園に子どもたちが集中する傾向があるそうです。障害があろうとなかろうと、あの幼稚園は色々な課題があっても上手くクリアしてくれる体制を持っているということを保護者が噂で聞き、子どもたちが集中している幼稚園もあるそうです。</p> <p>先程の保護者への対応や、発達状況がはっきりしない水準でも対応するような書き込みが必要だと思います。</p> <p>もう一つは、放課後児童クラブです。確かに学校から離れた場所で年齢がばらばらになったときに、様々な問題が起きることはよく聞かれます。今まで学校では落ち着いていたけれども、そのような場所で課題になる子どもたちは、その後なかなか難しくなることもよく聞く話です。教育委員会の管轄外の部分もありますから、表現は難しいですが、社会教育的なものも含め、福祉関係との連携も書き込めればと思います。</p>
青木委員	<p>乳幼児期からの早期支援体制の充実は、就学してからの移行をスムーズにするためのサービスであると思います。専門的な教育相談とはどのようなことか、小・中学校の専門性とは何だろうと考えました。小・中学校の中にも特別支援学級や通級による指導教室があり、そこには専門性のある先生方がおり、相談の窓口はもちろん学校にもあると思いますが、医療、福祉、保健、労働等と記載してあり、学校は記載されていません。</p> <p>当校では今年「教育相談部」を組織しました。スタッフは校長、教頭、通級による指導教室や特別支援学級の先生、大学の先生等とし、就学前の幼児や保育所等の先生方、保護者に対して、相談の窓口を設置することを「すこやか相談」というパンフレットを作成し配布しました。保健師さんは医療や保健の専門家ですが、就学指導の専門家ではありませんので、保健師さんと一緒にお母さん方が来校し、特別支援学級や通級による指導教室とはどのような所かという相談ができる体制を作りました。</p> <p>就学指導の専門家は学校だという自負を我々ももっていますが、その割</p>

には教育的ニーズを抱える子どもたちの保護者は、就学前に学校に相談に来る件数は非常に少ないと思います。小・中学校の持つ教育相談的な機能も高めなければと思い、支援学校で実施している教育相談を真似て「すこやか相談」を実施し効果が挙がっています。

会長 ありがとうございます。今のようなことも踏まえて検討いただければと思います。

伊藤委員 目標1の表現は、「夢や希望の達成により」となっていますが、目次は「夢と希望の達成により」となっています。「や」でよいのですか。

事務局 「夢や希望の達成により」で統一したいと思います。

伊藤委員 「夢や希望の達成により」とする場合には、「夢や希望を達成することにより」とした方が、主語が生きてくる感じがします。「夢や希望の達成により」とすると何か切れてしまう感じがするので、できればそのようにお願いします。

会長 ありがとうございます。
それでは進めて参りたいと思います。
次は、卒業後の心豊かな生活です。先程、高校をブレイクスルーできればと話しましたが、その先には就労が当然あります。
学校から送り出してしまうと、終わりに感じますが、受け入れる就労先とすれば入口ですというお話しをいつも太田委員からいただいています。どのように育て、卒業後の接続に向かうかを、常に考えなければなりません。現在、キャリア教育が盛んに叫ばれている重要性を記していただきましたが、意見があればいただきたいと思います

太田委員 先程、小室委員などがお話しされたように、子どもが生まれてから、母親は常に悩みや不安を抱えていると思います。会社に勤務している子どもの母親を中心に、3ヶ月に1回くらい保護者会を開催していますが、もう30歳になる子どもたちの母親でさえ、新たな心配事が出てくるようで、いろいろと悩んでいます。生活相談や就労支援は会社でできますが、家庭の中までは入っていけない部分がありますので、子どもたちの生活支援という部分をしっかり支えていかないと、長く就労を続けるのはなかなか難しく、保護者もその部分で悩んでいる方がたくさんいます。

勤務している子どもの年齢が高いので、母親も年齢が高いのですが、保護者会の際にお話しを伺うと、子どもが小さい頃から、どこに相談したらよいのか、誰に相談したらよいのか、当時はわからなかったというのがほとんどでした。今回、このように教育を考えることは、とてもよいことだ

と思いますし、今後、とても役に立つと思います。

障害者生活支援センターの先生方に相談していますが、小室委員から保健師さんと一緒に支援するという話があり、我々が生活相談するときもとてもよいと思います。今後は、生活支援センターとの連携をもっとしっかりできたらよいと思います。学校を卒業し、一度離れるとなかなか繋がりがなくなるので、できれば支援学校在学中に、個別に地域の生活支援センターとしっかり結びついていることがとても有効だと思います。

会長

ありがとうございます。

進路指導というと、進路を探す感じが小・中学校や高等学校、支援学校にもあります。支援を続けていく発想も一つの進路指導の在り方で、まさに接続を可能にする仕組みだと思えます。

今のお話は（２）「卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実」、（３）「将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実」の両方に関わることだと思えます。

少し進めてよろしいでしょうか。

目標２「学校づくり」です。「障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備」です。

（１）「多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現」、（２）「学習の質を高めるための教員の専門性向上」、（３）「学習の質・効率・効果を高めるための教育環境整備」について記載されています。

様々な子どもたちの実態を踏まえた、校内の体制を構築し、ときには地域の学校等の支援学級や通級による指導の担当者が通常の学級への巡回も含めた、ある種のセンター機能的な部分を大事なものとして書き込んでいただいています。

学校の中ですので、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、障害のない児童生徒とともに学習する場合、必要に応じて教員を複数配置し、チーム・ティーチングにより役割分担をしながら、障害のある子どもだけでなく、学級全体を含めた子どもたちに対応することが書かれています。

現在は、重い障害のある子どもたちもかなりいますので、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるように、コーディネーターを中心とした教職員と看護師との連携が大切です。

「肢体が不自由な」という表現は適切ではないと、赤間委員から前もって指摘がありましたが、バリアフリー化や情緒障害のある児童生徒が精神的な安定を図るための場所が必要だと述べられています。

校内を中心とした教育的ニーズに対応する体制作りですが、いかがでしょうか。

青木委員

不登校の子どもは、特別な教育的ニーズを持つ子どもではないか、特別支援教育の対象ではないかと最近思うようになってきました。

本校にも昨年は３人の不登校の子どもがいましたが、今年は１人に減りました。なぜ減ったかという、空き教室を利用した「不適應指導教室」を作り、そこに市の指導教員や教科指導教員、心のケアの非常勤職員等を

配置していただきました。保健室登校はいかかなものかと思えます。保健室の中で保健室の先生が勉強を教えるわけではなく、いろいろとケアしなければならない子どもが入ってもきます。インフルエンザが流行っているときにも不登校の子どもがそこにいることになります。やはり不登校の子どもが学校に通ってきたときに対応できるような「不応指導教室」が必要だと思えます。ただし、人的に担保されないことは難しいですが、今は校内の先生方の力を借りて運営しており、とても効果的だと思えます。

茨城大学の先生の研究によると、不登校児童生徒の中で発達障害の傾向のある子どもは16～26%くらいいるということです。発達障害に気づかれないまま、保護者や教員から特性に合わない対応をされ、不登校になる事例もあると聞いています。不登校の子どもたちの中には、発達障害のために不登校になり、ひきこもっているのであれば、早期発見・早期支援にも繋がるので、その子どもたちも特別支援教育の対象とし、何らかのケアをしなければならないと思えます。

アメリカでは、不登校への対応が制度として定められています。子どもが欠席するときは必ず親が学校に連絡をすることが義務付けられており、2週間以上欠席するときは医師の診断書が必要など、様々なことが制度化され、不登校に対するケアできています。

文部科学省においても、不登校の子どもに対してのIT活用の通知が出されたと思えます。ITを使って授業を受ければ出席として認めましょうという通知文があったと思えます。

不登校児童生徒への対応も考えなければならないと思えます。

会長

ありがとうございます。

不登校、あるいは不登校を含めた不応行動の状況についてです。

会長の立場を離れ、委員として申し上げます。私は病弱・虚弱の領域にいます。県外の多くの場合は、病弱支援学校や病弱支援学級の中に、いわゆる行動的な問題を抱えた子どもたち、統計上は精神障害と一括される部分はありますが、発達障害も含めた不応行動、あるいは不登校傾向の子どもたちが、病弱支援学校や病弱支援学級に入っているのが実情です。

宮城県の場合、病弱支援学校は西多賀と山元は知的障害を併置していますが、なかなかそのような学校がないのが現実です。全国の病弱関係のさまざまのところに行くと、かなりの数の子どもたちが入っていますので、今、青木委員が話されたようなことを病弱・虚弱の領域に限定するのは、いろいろな県の制度がありますからなかなか厳しいでしょうが、どこかにそのような対応があってもよいと、会長の立場を離れて、委員としては思えます。いかがでしょうか。

小室
委員

不登校の関連でお話しします。地域で不登校の子どもに関わる事もあるのですが、実は小学校の時からひきこもりをしていたとか、不登校であったという40歳代、50歳代の人と関わる事が多々あります。なぜかというとうと、高齢者への虐待や高齢者の年金を当てに暮らし、就労もせず30年から40年ひきこもっている方もおり、話しを聞くと、小・中学校にはほとんど通学していない場合もあり、対応していただけたらと思えます。

会長 宮城県と仙台市の関係を考えると、仙台市の場合は「児遊の杜」という施設が市内に幾つかあり、不登校傾向を含めた子どもたちが、学校に行けない場合はそこに通うことがあるので、制度としてできているのですが、宮城県ではなかなか難しいと思います。

もう一つ、小室委員が話されたように、不登校の先には、いわゆるひきこもりがありますので、社会的に考えなければならないと思います。今、盛んにいわれている「キャリア教育」の一部として、人として社会人として育っていくプロセスの中で、どのように働くかということです。残念ながら獲得しきれてない方が大人になっている現状があり、これから先、できる限り改善する仕組みが必要だという提案でした。

県と市それぞれの「志教育」と「自分づくり教育」がありますが、そのような視点の中で特別支援教育が担う部分として書いていただくよう、会長の立場を離れてですが、お願いできればと思います。

鈴木委員 病弱教育の立場からお話します。全国の病弱教育の校長会に行くと、宮城県と秋田県は心因的性疾患のある子どもを受入れていません。二次障害としてひきこもりや不登校になっている現状を、しっかりと認識することが必要です。

宮城県は中学校の不登校率がとても高いです。中学生になり初めて不登校になるのではないと思いますので、小学校段階から対応する必要があると強く思います。

知的障害支援学校の狭隘化は本当に難しい部分ではありますが、病弱支援学校は、単一障害の児童生徒が減少していますし、視覚、聴覚、肢体の支援学校も減少傾向にあります。減少している障害種の支援学校の教員の専門性はいつまでも担保しなければならないので、答申のどこかに一文を入れたほうがよいと思います。

会長 ありがとうございます。

今、二つのことを話していただきました。病弱の領域なので、鈴木委員とはときどき御一緒させていただきませんが、心因性疾患の子どもを受け入れていないのは、全国的に珍しいです。もう一つは、いくらインクルーシブであっても、特別支援学校には障害種毎にそれぞれ専門性がなければなりませんので、専門性の担保について明記していただければと思います。

少し進めて、学習の質・効率・効果を高めるための教育環境整備です。軽い知的障害のある生徒のニーズに対応するため、高等学園の新設や収容定員の拡大を検討することが必要だと書かれていますが、通常的高等学校の中に、発達障害を含めた軽度の知的障害とされる子どもたちが、最近に入っているのではないかという調査があります。現在、支援学校の校長先生になられていますが、高等学校の校長先生を含めて経験なされた先生方、宮城第一高等学校の校長先生もいらっしゃいますので、御意見をうかがえればと思います。いかがでしょうか。

片岡委員 教育環境の整備では、先月、名取支援学校を訪問し狭隘化は本当に大変だと感じました。

前回の審議会でも高等学校の空き教室等に、特別支援学級は教育課程の関係上難しいとしても、特別支援学校の分教室や分校を設置することは、狭隘化対策の一つではないかという議論があったのですが、小・中学校の校舎や余裕教室の活用ということで、高等学校は明記されていませんが、やはり高等学校も入れたほうがよく、可能性はあると思います。

前回も話しましたが、受入れる高等学校の微妙な立場はありますが、障害のある子もない子も、お互いに「共に学ぶ」というよい効果がある可能性も充分ありますので、この部分の文言にぜひ高等学校を入れていただきたいと思います。

特に、軽い知的障害のある生徒への対応として、女川町に高等学園が新設されますが、それ以外、急には難しいと思いますので、普通高校や専門高校に特別支援学校の分教室等がもしできるのであれば、ニーズにも合っておりよい教育効果があるのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。
高等学校に移られた藤倉委員いかがでしょうか。

藤倉委員 片岡委員が話されたように、高等学校のハード面での利用については、実際どのような学校が可能なのかということは別にして、記載してもよいと思います。特別支援学校の分校・分教室を記載するのと併せて、障害を有する生徒たちの入学という部分について言うと、高等学校の場合は入学試験があり、試験をクリアした知的レベルの子どもたちですので、やはり発達障害等の生徒たちが対象になると思います。その場合、小・中学校のように特別支援学級を設置して対応するよりも、高等学校の場合は中学校もそうですが教科担任制なので、授業は普通教室で他の生徒たちと一緒に受け、特別支援加配のような先生を配置して、ティーム・ティーチングで個々に応じた支援で対応したほうがむしろ望ましいと思います。

会長 ありがとうございます。
総合教育センターから高等学校に移られた石上委員いかがですか。

石上委員 私も藤倉委員の話された内容と同じことを考えていました。つまり、高等学校のハード面での活用と、高等学校に入学する発達障害等の生徒への対応については、明確に区別して考えがほうがよいと思います。

発達障害の生徒が高等学校に入学したときの対応では、前回、会長が教科上の教育課程とは違う教育課程を考える仕組みと話されていたと思いますが、高等学校の場合、今のお話にもありましたが、教育課程上の制度的に難しい部分もあると思います。これまでの議論では、特別支援教育に

関する人材，例えば，校長先生は特別支援教育の経験を積まれていた方がふさわしいというお話もありましたが，人材や施設を包括する財政的な支援というハード面，また，高等学校は，単位の履修・修得を積み重ねて卒業を認定するという，制度的なソフト面の課題もあり，それをどのようにクリアすればよいのかと思っています。これまでもいろいろとお話しがあったように，高等学校に入ってくる発達障害のある子どもが増えていることは実態だと思います。私も長く教員をしており，昔からよく聞く話ですけれども，「どうもあの生徒は何かちょっと変だね」というような議論がされていましたが，現在では発達障害の理解が進んだことで把握されるのだと思います。いずれにしてもそのような生徒がいることに対して，制度的なことも含めて，高等学校としてどのようなことができるのかを考えなければならぬ，非常に大きい課題だと認識しています。

会長

ありがとうございます。

今のお話のようにハードとソフトを分け，高等学校を含めて教育環境の整備を考えていくよう書くことも考えなければなりません。

それでは，目標3「地域づくり」に移りたいと思います。これについてはかなり先程から議論されている部分です。

交流及び共同学習やインクルーシブ教育システム，県及び市町村連絡協議会の中で教育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携に基づく研修会を実施し，障害のある子どもたちを地域全体で育てること。これには，学童，あるいは放課後クラブも入ります。各学校においては，児童生徒に必要とされる基礎的環境整備及び合理的配慮の提供が求められること。合理的配慮という言葉は，受け取り方によって全く違う意味合いに取られるので非常に難しく，私も困っています。とてもよい言葉ですが，それぞれの受け止めかた，あるいはその方の置かれた立場によって，受け止めかたが全く異なります。少なくとも，合理的配慮を必要とする子どもたちは明らかに存在しており，皆で対応しようという意識は，この合理的配慮という言葉により，最近では，かなり高まっている印象があります。

次に，市町村教育委員会への支援充実では，県教育委員会への提言ですので，当然，市町村教育委員会にこのような支援をしていただきたいと，県教育委員会にお願いすることになります。

この地域づくりについては，本日は前半からだいぶ議論されている部分ですが，いかがでしょうか。

青木
委員

特別支援学校の子どもたちも，地域の小・中学校の子どもたちと一緒に関わりながら，将来は，地域の一員として生活していくことを考えたときに，やはりそれを受け入れる側の通常の学校の子どもたちの意識をどのように変えていくかが，大きな課題ではないかと思っています。

府府支援学校では随分前から，高校生のためのボランティア養成講座が開催されています。いろいろな地域の高校生が府府支援学校に来て知的障害の子どもと関わり，車椅子の押し方や，あるいは保護者のお話を聞いたり，社会福祉協議会の方から講話を受けたりする，ボランティア養成講座

を開催しています。東京都では、ほとんどの支援学校がこのようなボランティア養成講座を開催していると聞き、これも、支援学校のセンター的役割ではないかと思います。実際に関わっていく同年代の子どもたちの受け入れの意識が、インクルーシブ教育や地域づくりを進める上で、非常に大切なファクターになるのではないかと考えています。

会長

ありがとうございます。

特別支援学校のセンター機能という点、市町村の学校に出かけていき、先生方や子どもたちを支援することに、支援学校の教員や我々はどうしても目がいきます。今のお話では、将来、障害のある子どもたちが社会の中で暮らす際、同年代の子どもたちと当然交流するので、それをいかに確実なものにするかも踏まえた特別支援学校のセンター機能の活動の中身という提案をいただきました。

先程、高等学校におけるハード・ソフトを含めた教育環境整備の内容がありました。そこに特別支援学校がどのように関与していくかについての新しい視点だと思います。

もう一つ議事がありますので、進んでよろしいでしょうか。

3 議事（6）

会長

それでは、議事（6）「パブリックコメント手続実施要領（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議事（6）「パブリックコメント手続実施要領（案）」について御説明します。

資料6を御覧願います。

「特別支援教育将来構想」をまとめるにあたり、実施要領に基づき、本日御審議いただきました答申（中間案）に対するパブリックコメントを実施し、広く県民等から意見を募集します。意見の募集期間は平成26年9月1日（月）から平成26年9月30日（火）までとし、郵便、ファクシミリ、電子メールで特別支援教育室企画管理班に提出いただきます。

提出された意見につきましては、次回の審議会におきまして、整理・反映したものを、十分考慮して、最終答申の案を検討いただきたいと思います。議事6「パブリックコメント手続実施要領（案）」についての説明は以上です。

会長

手続きですので、このように実施してよろしいでしょうか。

この会議では、いつも後半にいろいろな意見が出てきて、時間がたりなくもったいないと思うのですが、本日もたくさんの御意見をいただきありがとうございました。

本日発言されていない委員の方で、是非、一言発言したいという委員は多少時間がありますので、いかがでしょうか。

亀井 委員	一般の方は、小・中学校に特別支援学級があることは知っていますが、高等学園がどこにあるのか知らない人はたくさんいると思います。今回の構想では高等学校にも触れるので、答申（中間案）の資料編に、高等学園の位置がわかる地図のようなものがあるとよいと思います。
会長	ありがとうございます。他にありませんか。
今委員	軽い知的障害のある生徒のニーズへの対応を考える時には、知的障害はないものの発達障害などのある生徒のニーズへの対応も考えなければなりません。先程、課題としては考える必要があるという意見はかなり出ていたと思いますが、今回高等学校の年代を構想に入れるので、知的障害はないが発達障害のある生徒への対応も、記載したほうがよいと思います。
会長	ありがとうございます。
青木 委員	目標2（3）「学習の質・効率・効果を高めるための教育環境整備」では、「小・中学校の校舎、余裕教室を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設」とありますが、「特別支援学校の」と入れた方がよいと思います。また、高等学園の新設は記載してありますが、特別支援学校の新設はありませんが、いかがでしょうか。
会長	ありがとうございます。 高等学園の新設は記載されていますが、特別支援学校は新設ではなく、分校等の設置や併置・併設と記載されています。特別支援学校の新設を私たち委員の総意として答申に書き込むべきかどうかということですが、いかがでしょうか。 この議論が最後にできればと思います。特別支援学校及び高等学園の新設というような形で書き込んだほうがよいか、御意見をお願いします。
伊藤 委員	高等学園の新設は明記しますが、余裕教室を活用した分校等の設置や併置・併設については、昨年度の前半にかなり討議してきました。そのような対応で狭隘化が解決すればよいと思いますが、これまでの話ではなかなか難しいと感じておりますので、特別支援学校の新設を明記すべきだと私は思います。
門脇 委員	財政的に困難だというお話があり、特別支援学校の新設は明記できないと思っていたのですが、保護者が安心できると思いますので、できれば明記して欲しいと思います。

会長 それでは、答申には明記することによろしいでしょうか。
 その他ありませんか。

伊藤委員 目標2「学校づくり」で、「多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現」と記載されていますが、先程、青木委員が話されたように、この部分も特別支援学校や小・中学校の区別なく記載されていますが、全ての学校という解釈でよいでしょうか。このように記載していると、例えば、医療的ケアは小・中学校でも実施すると理解されるので、限定するのであれば特別支援学校においてはなどと記載する必要があると思います。

会長 インクルーシブの発想の下に、障害のある児童生徒が様々な学校に在籍することを前提に考え、学校の区別はしないと理解していました。この部分については検討する方向でここでは引き取りたいのですが、よろしいでしょうか。

 ありがとうございました。たくさん意見をいただきありがとうございました。

 特別支援教育の将来を見据えた、新たな構想の策定のために、昨年から皆様と議論を重ねてきましたが、答申の中間案まで議論を進めることができました。円滑な議事進行に本当に感謝しています。

 今回はパブリックコメントを受けての最後の審議会になります。答申の最終案についての議論ですので、皆様の御出席をお願いします。

 それでは、事務局にマイクをお返しします。

4 閉会

司会 村上会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

 次回の審議会は10月中旬を予定しています。パブリックコメントを整理し反映させた「答申の最終案」について御議論いただきたいと思います。

 詳細につきましては、会長と相談の上、事務局から改めて御連絡したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

 最後に伊藤副会長から閉会の挨拶をいただきたいと思います。

伊藤委員 現構想を受けての10年間を振り返り、これまで6回の審議されてきた内容が中間案に盛り込まれていた印象を受けました。

 また、本日新たに、たくさんの御意見をいただきましたので、再度、事務局で検討し、必要に応じて修正や練り直していただき、最終答申に向けてお互い頑張っていきたいと思います。

 本日は暑い中、本当にお疲れさまでした。

事務局 | 以上をもちまして、第7回宮城県特別支援教育将来構想審議会を終了させていただきます。

村上会長をはじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。